

東京電力からのお知らせ

福島県の避難指示区域以外の地域における立木に係る財物賠償について

東京電力株式会社
福島原子力補償相談室
郡山補償相談センター

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「当社事故」という）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

さて、当社では、福島県内（避難指示区域および双葉郡を除きます）において、しいたけ原木として出荷予定の立木に係る財物賠償を開始しておりますので、改めてお知らせいたします。

（なお、本内容は平成 27 年 3 月 19 日にプレス発表しております。）

1. ご請求いただける方

当社事故発生時点において、お支払いの対象となる資産を所有されていた個人さま（個人事業主さまを含みます）、中小法人さまとさせていただきます。なお、当社事故発生以降に相続によりお支払いに対象となる資産を取得された方等もご請求いただけます。

2. 対象となる資産

当社事故発生時点に福島県内（避難指示区域および双葉郡を除く）に所有されていた、しいたけ原木として出荷予定の立木を賠償の対象とさせていただきます。

対象となる立木を所有されていることは、立木が存在する山林の土地を所有されていることにより確認させていただきますが、土地と立木の所有者が異なる場合には、分収林契約書等をもとに所有の確認をさせていただきます。

なお、しいたけ原木として出荷予定があった事を確認するために、立木が存在する山林の土地を所有していることに加え、広葉樹または天然林の取引実績^{※1}があることを確認させていただきます。

※1 ご請求される立木のいずれか 1 つの所在と一致する売買契約書、伐採届、植林の補助金申請書、森林簿等をご提出いただきます。詳細は裏面の<参考>欄をご確認ください。

3. 賠償金額

賠償金額 = 時価相当額^{※2} × 持分割合 + 諸費用

※2 立木の時価相当額 = 5 円/㎡ × 対象地の面積（㎡）

所有されている立木の一定割合をしいたけ原木として出荷予定の立木と推認し、天然林の割合や出荷が見込まれる面積を考慮して単価を設定しております。なお、天然林の割合や出荷が見込まれる面積の実績値を確認できる書類をご提出いただくことで、単価を最大 30 円/㎡まで適用いたします。

4. ご請求書類の発送および受付

お支払いの対象となる立木が存在する山林の土地を所有されている方、または土地を所有せず立木のみ所有されている方におかれましては、誠に恐れ入りますが、「福島原子力補償相談室財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル」にご連絡くださいますようお願いいたします。

※ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

福島原子力補償相談室 財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル

電話番号：０１２０－９２６－５９６

受付時間：午前９時～午後９時

<参考>

○しいたけ原木として出荷予定があったことの確認書類について

しいたけ原木として出荷予定があったことの確認のため、ご請求される立木のいずれか１つの所在と一致する売買契約書、伐採届、補助金申請書、森林簿等をご提出ください。

必要書類（例）	確認事項
・ 売買契約書 ・ 伐採届 ・ 植林の補助金申請書	・ 広葉樹 ^{※３} または天然林 ^{※４} について、出荷（伐採・売却）したことが確認できること。 ・ 記載されている所在が、立木のいずれか１つの所在の固定資産課税明細書または分収林契約書等と一致すること。 ・ 平成 23 年 3 月 11 日時点からさかのぼって過去 20 年以内（平成 3 年 1 月 1 日～平成 23 年 3 月 11 日）に作成された書類であること。
・ 森林簿	・ 広葉樹 ^{※３} または天然林 ^{※４} の確認ができること。 ・ 記載されている所在が、立木のいずれか１つの所在の固定資産課税明細書または分収林契約書等と一致すること。 ・ 林齢が 20 年以内であること。直近の伐採が反映されていないことなどにより平成 23 年 3 月 11 日時点の林齢と異なる場合は、林齢 50 年以内であること。

※３ 広葉樹は、ナラ・クヌギなど、広く平たい葉を持つ樹木をいいます。

※４ 天然林は、人の手によって植林された人工林以外をいいます。